

○砺波広域圏事務組合

高速液体クロマトグラフ質量分析計購入入札心得

(入札等)

- 1 入札参加者は、設計図書、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんした上、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札参加者は、いったん提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。
- 4 指定した場所において時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。
- 5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 6 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときは、その委任状を持参させなければならない。

(公正な入札の確保)

- 7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の中止等)

- 8 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することができる。

(無効の入札)

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
 - (3) 同一人の同一事項に対する 2 通以上の入札

- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- (5) 予定価格が事前公表されている入札において、予定価格を超える金額が記載された入札
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

- 1 0 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札参加者立会いの上、行うものとする。

(落札者の決定)

- 1 1 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ・ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札を行った者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札等)

- 1 2 開札を行った場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格が事前公表されている入札は、再度の入札は行わない。

(契約の締結)

- 1 3 落札者は、落札決定した日から起算して7日(休日を除く。)以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約保証を付さない契約にあっては、5日(休日を除く。)以内に契約を締結するものとする。

- ・ 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

- 14 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和6年6月7日の入札において施行する。